

久喜市と合同会社DMM.comとの連携に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と合同会社DMM.com（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、地域課題の解決に向けて、相互の知見や資産などを生かし、EV充電インフラ整備に関し協力することで、市民生活の利便性を向上させ、市域の経済循環につなげていくことを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 電気自動車用充電スタンドの設置に関すること。
 - (2) クリーンエネルギー自動車の普及促進に関すること。
 - (3) 地域防災力の向上に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した秘密情報（以下、「秘密情報」という。）について、第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、乙が直接若しくは間接的に支配し若しくは支配を受け、又は乙と直接若しくは間接的に共通の支配に服している法人（以下、「乙グループ法人」という。）に対して、秘密情報を開示することができる。但し、この場合、乙から秘密情報を開示された乙グループ法人についても、本協定第3条に規定する秘密保持の義務を負うものとし、乙は乙グループ法人と連帯して秘密保持の責任を負うものとする。
- 3 甲、乙は本協定が次条に定める有効期間の満了後も、前項に定める秘密保持の義務を負う。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第7条 本協定に関する訴訟については、被告の本店所在地または市を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 1月25日

甲 埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長 梅田修一

乙 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー24階
合同会社 DMM.com
代表社員 株式会社DMM.com ホールディングス
職務執行者 亀山敬司